

第1章 プラン策定にあたって

1 プラン策定の背景

国は、1999年（平成11年）に男女共同参画社会基本法を制定しました。男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会の実現」を21世紀の最重要課題とし、取組を進めてきました。2001年（平成13年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）が制定され、暴力の防止や被害者保護について国や地方公共団体が適切な施策を図ることとしています。

2015年（平成27年）には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が成立し、少子高齢化や人口減少の急速な到来、格差と貧困の問題などに対応できる社会の実現のため、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進することとしています。国連においても、同年に「持続可能な開発のための2030アジェンダ（持続可能な開発目標：SDGs）」が採択されました。この採択は、「誰一人取り残さない」ことを原則としていることから、ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）平等の進展や性の多様性理解は全体の取組みの根幹をなしているといえます。

岩手県では、2000年（平成12年）に岩手県男女共同参画プランを策定し、2002年（平成14年）に岩手県男女共同参画推進条例を制定、その後切れ目なく策定・改訂しながら取り組んできました。2021年（令和3年）に策定された「いわて男女共同参画プラン」では「性別にかかわらず、一人ひとりが尊重され、共に参画できる社会の実現」を基本目標とし、「あらゆる分野における女性の参画拡大」や「女性の活躍支援」「多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援」など5つの施策を立てて男女共同参画を推進することとしています。

西和賀町では、2009年（平成21年）に「西和賀町男女共同参画推進本部」を設置し、町民アンケート、地区懇談会を経て2013年（平成25年）に「西和賀町男女共同参画プラン」を策定しました。「誰もがかけがえのない一人の人間として尊重され、家庭や職場、地域など社会のあらゆる場面において自分の個性や能力を積極的に発揮でき、ともに喜びも責任も分かち合っていく社会」の形成を目指し、各分野で男女共同参画に係る取組みを行ってまいりました。

プランの中間年にあたる2017年（平成29年）には、町民アンケートを実施し中間での成果を調査するとともに、本プランの愛称募集により「ゆいの里プラン」と

し、町広報紙に掲載しプランの再周知を図りました。

この度、現行計画が令和4年度で終了することから、町民アンケートの調査結果、推進懇談会での意見を踏まえ、第2次西和賀町男女共同参画プランを策定します。

2 町の現状

第2次プランの策定にあたり、社会情勢の変化や第1次プランの取組による町民の男女共同参画に対する意識の変化を調査するため、西和賀町男女共同参画アンケートを実施し、前回（平成29）アンケートの結果と比較、検証を行いました。

調査対象：町内在住の18歳以上80歳未満の男女700人（無作為抽出）

調査期間：令和4年3月1日～3月28日

回収結果：回答数317人／回収率45.3%

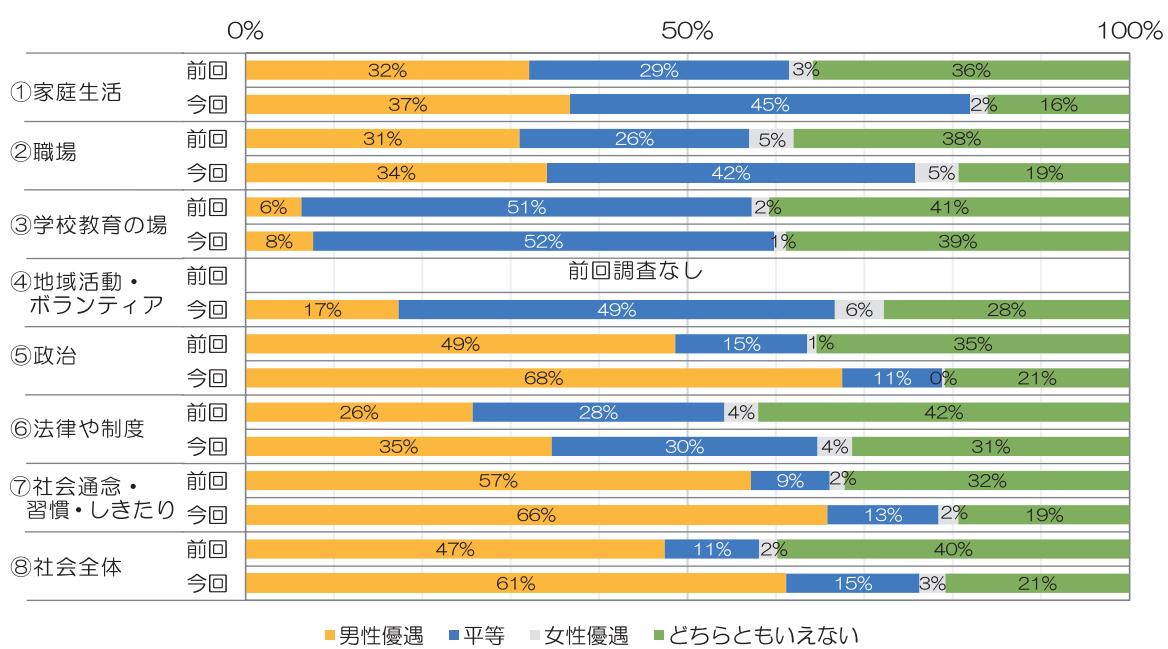
（1）各分野における男女の平等感について

はじめに、生活の各場面・分野の平等感について意識調査を行いました。[図1]

それによると、各分野における平等感について、「家庭生活」「職場」「学校教育」「地域活動」では「男女は平等」と感じている方が半数を占めていますが、「社会通念、習慣、しきたり」「社会全体」では平等と感じる方は少なく、「男性が優遇されている」と感じる方が60%を超えていました。

図1：各分野における男女の平等感

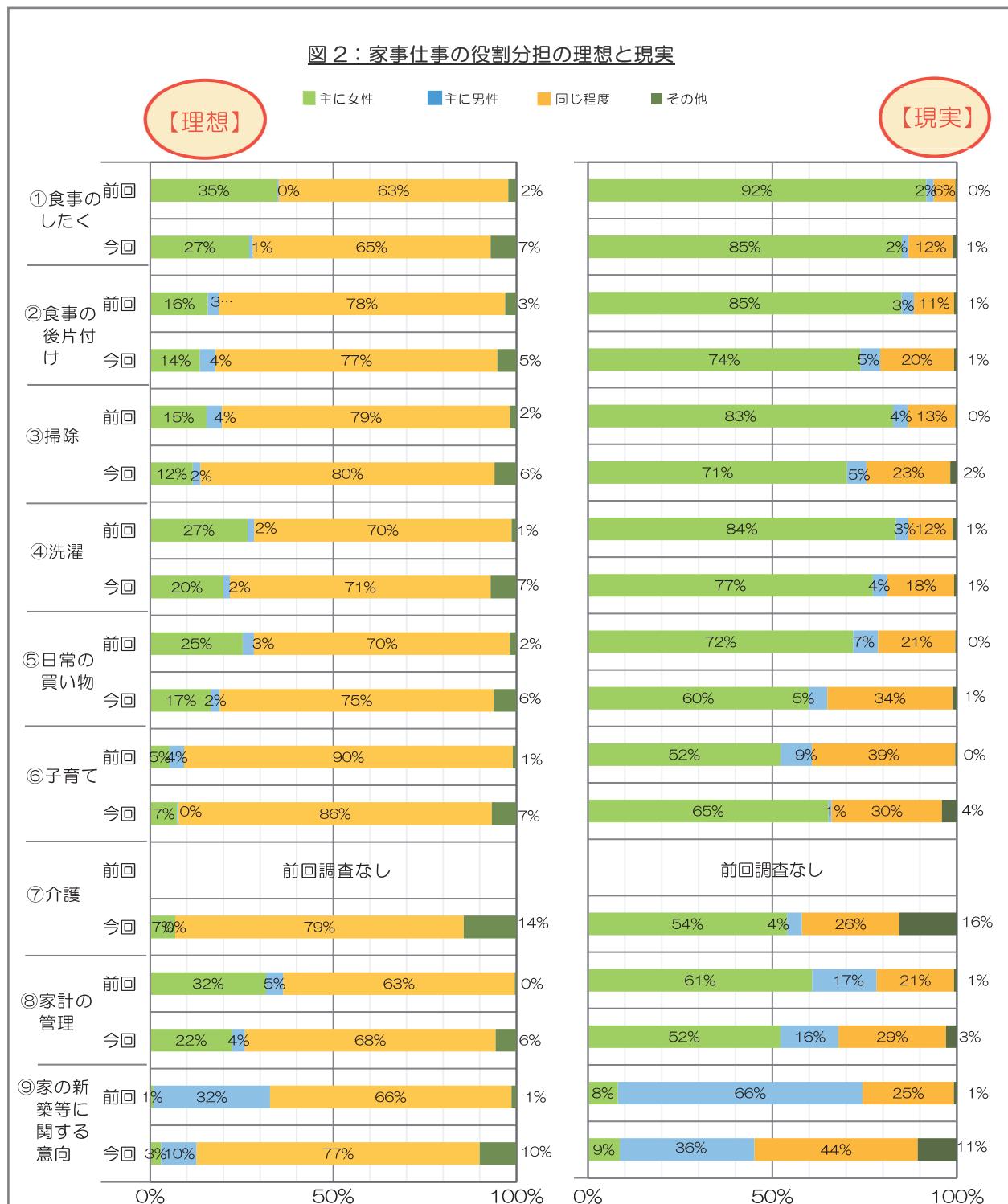
前回＝平成29年7月
今回＝令和4年3月
※以下の図も同様とする



(2) 家事仕事の役割分担の理想と現実

次の家事について、家族がどのように仕事を分担しているか、また理想的な分担はどうあるべきかを問いました。[図2]

家庭における様々な仕事について、多くの方が「男女が平等に行う」ことを理想と考えています。しかし、現実は依然として「主に女性が行っている」ことが多く、理想と現実に相違が見られます。

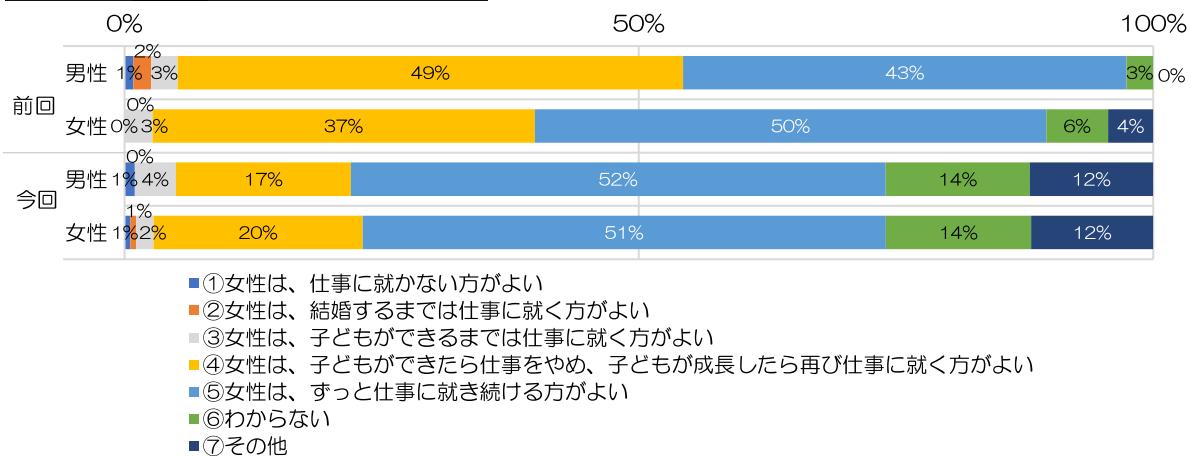


(3) 女性が仕事に就き働くことについて

前回の調査では「子どもができたら仕事をやめ、子どもが成長したら再び仕事に就く方がよい」と回答する男性が約半数を占めましたが、今回の調査では男女ともにその割合が大きく減少しました。[図3]

代わりに様々な家庭事情があり判断に迷う方もあったものの「女性は結婚や子育てに限らず仕事を継続する方が良い」という考え方方が増加しています。

図3：女性が仕事に就き働くことについて



(4) 「意思決定の場」への女性の社会進出について

平成27年に国は「女性活躍推進法」を成立し、県でも令和3年に「あらゆる場面分野に女性の参画」を促し、女性が意思決定の場にいることを推進してきました。

しかし、「女性の社会進出」については、「女性の社会進出があまり進んでいない」と考える方の割合が、前回調査の28%に対し、今回調査は男性44%、女性43%と男女ともに増加し、求められている状況からはかけ離れていると感じている方が多数を占めている状況です。[図4]

女性の社会進出が進んでいないと感じている分野は、「議会議員など意思決定の分野」が33%で最も多く、次いで「職場での役職員の登用」が23%、「行政区などの地域の分野」21%の順になっています。女性の意見が反映される場では、むしろ後退していると感じている町民が多くいることが分かりました。[図5]

図4：女性の社会進出は進んでいないと思うか

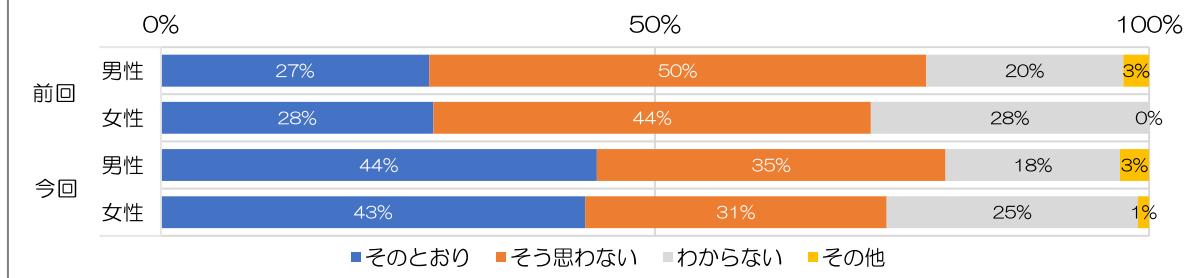
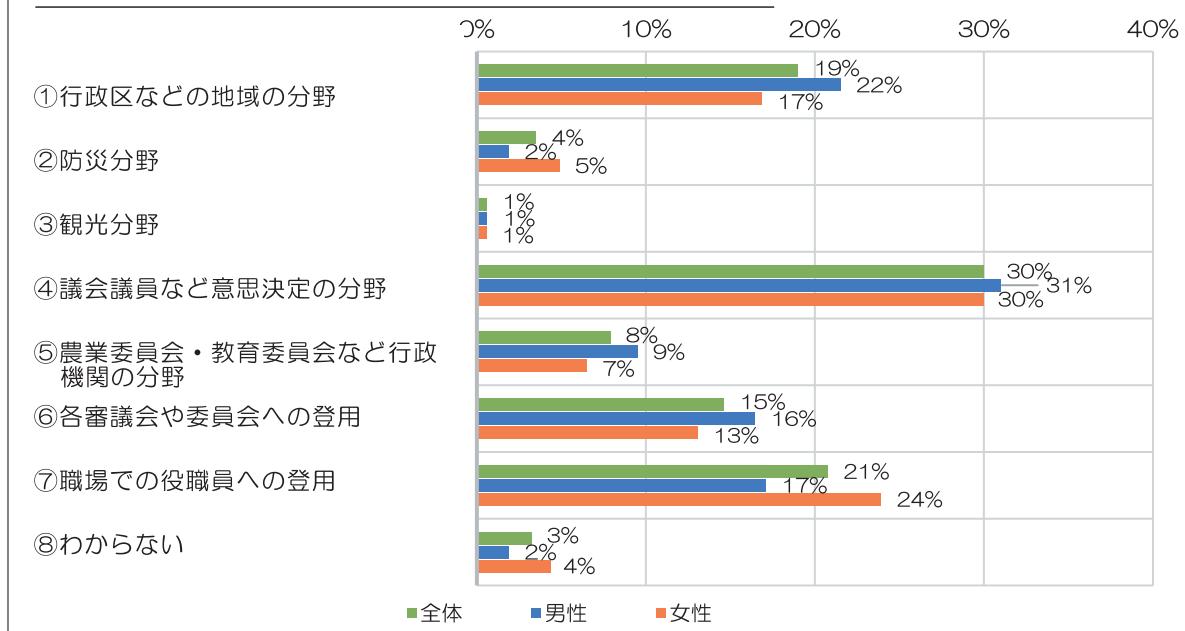


図5：女性の社会進出が進んでいないのはどの分野か



(5) ドメスティック・バイオレンス (DV) について

本町のドメスティック・バイオレンス (DV) の現状について調査しました。[図6]

それによると、「DVを受けたことがある」が 19 人（男性 5 人、女性 14 人）で全体の 6%、「相談を受けたことがある」が 29 人（男性 7 人、女性 22 人）で全体の 9%という回答がありました。

さらに DV を受けた方に相談先を聞いたところ、「どこにも相談しなかった」が 11 人（男性 4 人、女性 7 人）で DV を受けた方の 58%となりました。身内への相談は多少あったものの、専門機関等への相談は非常に少ない結果となりました。

[図 7]

図6：DVを実際に受けたり、受けた人を聞いたことがあるか (複数回答)

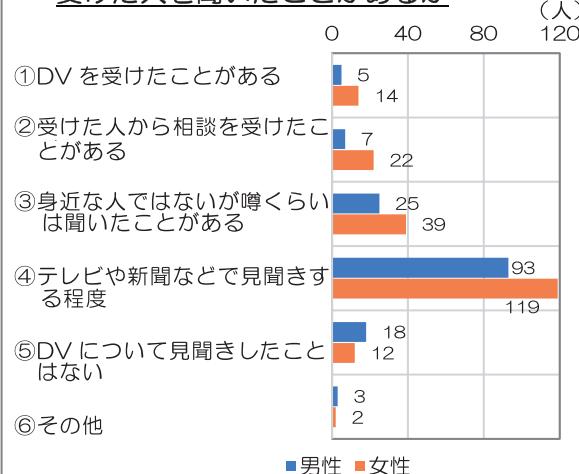


図7：DVを誰に相談したか (複数回答)

